

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則を次のように改正する。

2016年（平成28年）3月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、事務局に新たな職種の設置に伴い、職員の職種名に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表技術職員に属する者の項中「技術員」の次に「，保健師」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職種名）</p> <p>第3条 事務局の職員のうち，特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <p>【第3条の表 参照】</p>	<p>（職種名）</p> <p>第3条 事務局の職員のうち，特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <p>【第3条の表 参照】</p>

【第3条の表】

改正後（案）

区分	職種名
事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員
技術職員に属する者	技術員，保健師，養護師，栄養士
技能労務職員に属する者	学校用務員，学校給食調理員

現行

区分	職種名
事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書，学芸員
技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士
技能労務職員に属する者	学校用務員，学校給食調理員